

輪島市監査公表第 31 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年10月27日

輪島市監査委員 渕 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年10月17日（金） 都市整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○ 輪島市基本計画に掲げてある「誰もが住みたいと思う快適なまちづくり」を目指し、各大型建設事業が施行中である。また、新漆器資料館についても、輪島塗の情報発信と漆器業界の発展を担う拠点施設として、北陸新幹線金沢開業・NHKの朝の連続テレビ小説「まれ」の放映が開始される来年3月の完成に併せ工事が進められている。また、これらの施設が魅力あるものにと工夫（展示等）しながら、また、本市の交流人口の拡大にも配慮し、取り組んでいる様子が伺われた。引きつづき関係機関（業者）と連携を図り、安全確保の下、各大型建設工事完成に向け取り組まれたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

（指摘事項）

① 公営住宅使用料の滞納について

納付の取り組みについては、工夫を凝らし努めているが、依然として滞納が発生している。今後も、具体的な計画を立て、滞納額削減に向け取り組んでいただきたい。